

以下の通り利用規約を変更いたしました。

## (1) 文言の削除・追加・変更

・第2条第1項第5号

### 【変更前】

暴力団、暴力団員、その他の反社会的勢力及び反社会的勢力の構成員等（以下、反社会的勢力等）という）であるか、又は過去もしくは現在において反社会的勢力等と密接な関係を持ち、あるいは資金提供等を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力・関与している者

### 【変更後】

本規約第12条第1項に規定する反社会的勢力等に該当する者

・第10条

### 【変更前】

1. 当社は、パートナーに対する報酬として、当社が定める1クリックあたりの単価にクリック数を乗じた金額を支払うものとする。ただし、報酬額は消費税を含む金額とする。なお、クリックが適切な方法で行われたか否かの判断および広告掲載サイト上の不正の有無についての判断は当社が単独で行うものとし、パートナーはその結果について一切の異議を申し立てないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、累計未払報酬額（前月以前の月から集計月当月（以下、「集計月」という。）への繰越額を含む。以下同じ。）が2,000円以上となる場合にのみ、パートナーに対して報酬を支払うものとする。
3. 当社は、前項に基づいて毎月末日で締め、累計未払報酬額が2,000円以上となる場合には、集計月の翌々月5日（当該日が銀行の休業日であるときは、翌営業日とする。）までに、当該報酬をパートナーの指定する銀行口座に振込み支払うものとする。ただし、振込手数料は当社の負担とする。なお、当社は、毎月の締め日において累計未払報酬額が2,000円未満である場合には、当該締め日から1年を限度として、翌月以降に繰り越すことができるものとする。
4. 広告主から当社に対する広告掲載料の支払が遅延した場合には、当社は、パートナーに対する報酬の支払を保留することができるものとする。なお、この場合、当社は、当該パートナーに対する報酬支払債務について、履行遅滞に関する一切の責を負わないものとする。
5. 1クリックあたりの単価を改定する場合、当該改定は将来に向かってのみその効力を生じ、当該改定以前のクリック単価には一切影響しないものとする。

6. 当社は、広告掲載サイトにおいて不正が疑われる場合には、当該サイトを管理または運営するパートナーに対して、サーバーのログファイルの提出を求めることができ、原則として、当該パートナーは当社の求めに応じなければならない。但し、ログファイルの提出を困難ならしめる障害が存在し、これに応じることができないことにつき、やむを得ないと認められる合理的な事情がある場合には、パートナーは、法令に抵触しない限りにおいて、ログファイルの提出を拒むことができる。
7. パートナーが前項に定める当社の求めに応じない場合には、当社は、当該パートナーに対する報酬の支払を保留することができるものとする。なお、この場合、当社は、当該パートナーに対する報酬支払債務について、履行遅滞に関する一切の責を負わないものとする（前項但し書きに該当する場合を除く。）。
8. 当社は、クリック数算定のためのシステムの内容について、一切の開示を行わないものとする。

#### 【変更後】

1. 当社は、パートナーに対する報酬として、当社が定める 1 クリックあたりの単価にクリック数を乗じた金額を支払うものとする。ただし、報酬額は消費税を含む金額とする。なお、クリックが適切な方法で行われたか否かの判断および広告掲載サイト上の不正の有無についての判断は当社が単独で行うものとし、パートナーはその結果について一切の異議を申し立てないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、累計未払報酬額（前月以前の月から集計月当月（以下、「集計月」という。）への繰越額を含む。以下同じ。）が 2,000 円以上となる場合にのみ、パートナーに対して報酬を支払うものとする。
3. 当社は、前項に基づいて毎月末日で締め、累計未払報酬額が 2,000 円以上となる場合には、集計月の翌々月 5 日（当該日が銀行の休業日であるときは、翌営業日とする。）までに、当該報酬をパートナーの指定する銀行口座に振込み支払うものとする。ただし、振込手数料は当社の負担とする。なお、当社は、毎月の締め日において累計未払報酬額が 2,000 円未満である場合には、当該締め日から 1 年を限度として、翌月以降に繰り越すことができるものとする。
4. 当社が本サービスを廃止した時点において、累計未払報酬額が 2,000 円に満たなかった場合、当社に対する当該報酬債権は消滅するものとし、パートナーはそのことについて異議を申し立てないものとする。
5. 広告主から当社に対する広告掲載料の支払が遅延した場合には、当社は、パートナーに対する報酬の支払を保留することができるものとする。なお、この場合、当社は、当該パートナーに対する報酬支払債務について、履行遅滞に関する一切の責を負わないものとする。
6. 1 クリックあたりの単価を改定する場合、当該改定は将来に向かってのみその効力を生

じ、当該改定以前のクリック単価には一切影響しないものとする。

7. 当社は、広告掲載サイトにおいて不正が疑われる場合には、当該サイトを管理または運営するパートナーに対して、サーバーのログファイルの提出を求めることができ、原則として、当該パートナーは当社の求めに応じなければならない。但し、ログファイルの提出を困難ならしめる障害が存在し、これに応じることができないことにつき、やむを得ないと認められる合理的な事情がある場合には、パートナーは、法令に抵触しない限りにおいて、ログファイルの提出を拒むことができる。
8. パートナーが前項に定める当社の求めに応じない場合には、当社は、当該パートナーに対する報酬の支払を保留することができるものとする。なお、この場合、当社は、当該パートナーに対する報酬支払債務について、履行遅滞に関する一切の責を負わないものとする（前項但し書きに該当する場合を除く。）。
9. 当社は、クリック数算定のためのシステムの内容について、一切の開示を行わないものとする。

・第 14 条 ※改定前の利用規約では第 13 条

【変更前】

第 13 条（直接交渉禁止）

1. パートナーは、本契約の締結後、当社が配信している広告案件を取り扱う広告主に対し、当社の事前の書面による承諾なくして直接の営業活動を行い、または業務提携あるいは取引等を開始する目的で接触してはならないものとする。但し、本契約の締結以前から既に取引関係にある広告主についてはこの限りでない。
2. 当社は、前項に定める直接営業が行われていると判断した場合、パートナーに対して、かかる直接営業を中断するように要求することができ、パートナーは、直ちにこの要求に従うものとする。
3. 前 2 項の規定は、終了原因を問わず、本契約が終了した後も、終了日から 2 年間有効なものとして存続する。

【変更後】

第 14 条（直接交渉・引き抜き行為等の禁止）

1. パートナーは、本契約の締結後、当社が配信している広告案件を取り扱う広告主に対し、当社の事前の書面による承諾なくして直接の営業活動を行い、または業務提携あるいは取引等を開始する目的で接触してはならないものとする。もし、広告主の側から接触してきた場合は、その旨を当社に報告する義務を負うものとする。但し、本契約の締結以前から既に取引関係にある広告主についてはこの限りでない。
2. パートナーは、本契約の締結後、当社に属する役員又は従業員（以下、「従業員等」と

いう。)との間で、当社の事前の書面による承諾なく、雇用、業務委託、請負又はこれらに類する契約の締結を働きかけ、又はこれらの契約を斡旋する行為（以下、「引き抜き行為等」という。）を行ってはならない。もし、従業員等の側から接触してきた場合は、その旨を当社に報告する義務を負うものとする。

3. パートナーが前項の引き抜き行為等に及んだことにより、当該従業員等が当社を退職した場合、パートナーは、当社に生じた損失の補償として、当該従業員等の年収相当額を当社に対して支払うものとする。なお、パートナーと従業員等との間で雇用、業務委託、請負又はこれらに類する契約関係が存在する場合、パートナーによる引き抜き行為等があったものとみなす。
4. 当社は、第1項及び第2項に定める禁止行為が行われていると判断した場合、パートナーに対して、かかる禁止行為を中断するように要求することができ、パートナーは、直ちにこの要求に従うものとする。
5. 本条の規定は、終了原因を問わず、本契約が終了した後も、終了日から2年間有効なものとして存続する。

・第22条 ※改定前の利用規約では第21条

#### 【変更前】

第21条（本サービスの停止・中止・変更）

1. 当社は、事前にパートナーに対して通知した場合には、システムの保守その他の目的で本サービスの全部または一部を停止または中止することができるものとする。
2. 当社は、システムの障害等やむをえない事由がある場合には、事前にパートナーに対して通知することなく、本サービスの全部または一部を停止することができるものとする。
3. 当社は、事前の通知なく、本サービスに関連するサイトのシステムおよびデザイン、ならびに本サービスの内容を変更することができるものとする。
4. 前3項の場合には、当社は、当社が必要と認める以上の説明義務を負わず、その他パートナーに対して一切の責任を負わないものとする。

#### 【変更後】

第22条（本サービスの停止・中止・変更・廃止）

1. 当社は、事前にパートナーに対して通知した場合には、システムの保守その他の目的で本サービスの全部または一部を停止または中止することができるものとする。
2. 当社は、システムの障害等やむをえない事由がある場合には、事前にパートナーに対して通知することなく、本サービスの全部または一部を停止することができるものとする。

3. 当社は、事前の通知なく、本サービスに関連するサイトのシステムおよびデザイン、ならびに本サービスの内容を変更することができるものとする。
4. 当社は、1ヶ月前までにパートナーに対して告知することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとする。
5. 前4項の場合には、当社は、当社が必要と認める以上の説明義務を負わず、その他パートナーに対して一切の責任を負わないものとする。

・第25条 ※改定前の利用規約では第24条

#### 【変更前】

本規約第5条、第9条、第10条（但し、未払いがある場合に限る。）、第12条、第14条第2項、第16条から第18条、第19条第3項、第20条、第25条から第27条及び本条の規定は、終了原因を問わず、本契約の終了後も有効に存続するものとし、第13条第1項及び第2項、第19条第1項の規定は、2年間に限り有効に存続するものとする。

#### 【変更後】

本規約第5条、第9条、第10条（但し、未払いがある場合に限る。）、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第13条、第15条第2項、第17条から第19条、第20条第3項、第21条、第26条から第28条及び本条の規定は、終了原因を問わず、本契約の終了後も有効に存続するものとし、第14条、第20条第1項の規定は、2年間に限り有効に存続するものとする。

## (2) 条項の新設及び条項番号の繰り上げ

第12条（反社会的勢力等の排除）を追加し、第13条以下、条項番号を繰り上げ。

#### 【追加条項】

1. 当社及びパートナーは、相手方に対し、自ら又は自らの取締役、執行役その他実質的に経営に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）ではなく、反社会的勢力等と一切の関係を有していないことを保証する。
2. 当社及びパートナーは、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術又は脅迫的行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを保証する。
3. 当社は、パートナーが前2項の規定に違反した場合、何ら通知催告を要することなく、

直ちに本契約の全部を解除することができ、パートナーは、当該違反に起因して当社が被った損害、損失及び費用の全て（合理的な弁護士費用を含む。）を賠償する責任を負うものとする。

4. 前項の規定に基づき本契約を解除されたパートナーは、当社に対して、何らの請求も行うことは出来ないものとする。

改訂日：2020年2月19日